

総務企画課

1. 芦北地域保健医療計画の推進
 - 計画の推進及び進捗管理
 - 芦北地域保健医療推進協議会の開催
2. 地域医療構想の実現に向けた取組推進
 - 構想実現に向けた協議
3. 在宅医療連携体制の整備
 - 地域在宅医療サポートセンターの円滑な事業実施・運営支援
 - 在宅医療連携体制検討地域会議の開催
4. 災害医療提供体制の構築推進
 - 保健医療調整現地本部の設置・運営
 - 地域災害医療コーディネーター等との連携
5. 新型コロナウイルス感染症の発生に備えた体制の充実
 - 医療提供体制の強化

衛生環境課

1. 食品衛生の推進
 - 食品取扱施設の監視指導等
 - 講習会等啓発活動
2. 環境保全の推進
 - 大気汚染・水質汚染対策
 - 廃棄物の適正処理
3. 動物愛護の推進
 - 引取り抑制
 - 譲渡推進

福祉課

1. 生活困窮者の自立支援
 - 保護の適正実施及び自立支援
 - 生活困窮者自立支援制度
2. 高齢者福祉の推進
 - 地域包括ケアシステムの構築
 - 在宅医療と介護の連携体制の構築
3. 障がい者福祉の推進
 - 第6期熊本県障がい者計画の着実な推進
 - 地域療育環境の向上
4. ひとり親家庭等福祉の推進
 - 生活・就労等の支援
 - 虐待防止等の対策

保健予防課

1. 新型コロナウイルス感染症のまん延防止
 - 患者発生時の積極的疫学調査及び行政検査の実施
 - 入院、宿泊療養等の調整
2. 精神保健福祉の推進
 - 啓発活動及び相談への専門的対応
 - 福祉及び社会復帰対策
3. 水俣病被認定患者の保健福祉対策の推進
 - 家庭訪問を通じた保健指導等の実施
 - 水俣病被害者等保健福祉ネットワークの活動支援

総務企画課の業務

- 1 芦北地域保健医療計画の推進
- 2 地域医療構想の実現に向けた取組推進
- 3 在宅医療連携体制の整備
- 4 災害医療提供体制の構築推進
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生に備えた体制の充実

1. 芦北地域保健医療計画の推進

- 本県における保健医療体制の確保等を図るため、医療法第30条の4の規定に基づき、熊本県保健医療計画が策定されており、芦北地域保健医療計画は芦北圏域の計画として位置づけ。
- 施策毎に目標及び評価指標を設定し、医療、保健、行政等関係機関が一体となって取り組む。

第6次地域計画(2013～2017年度)の達成状況

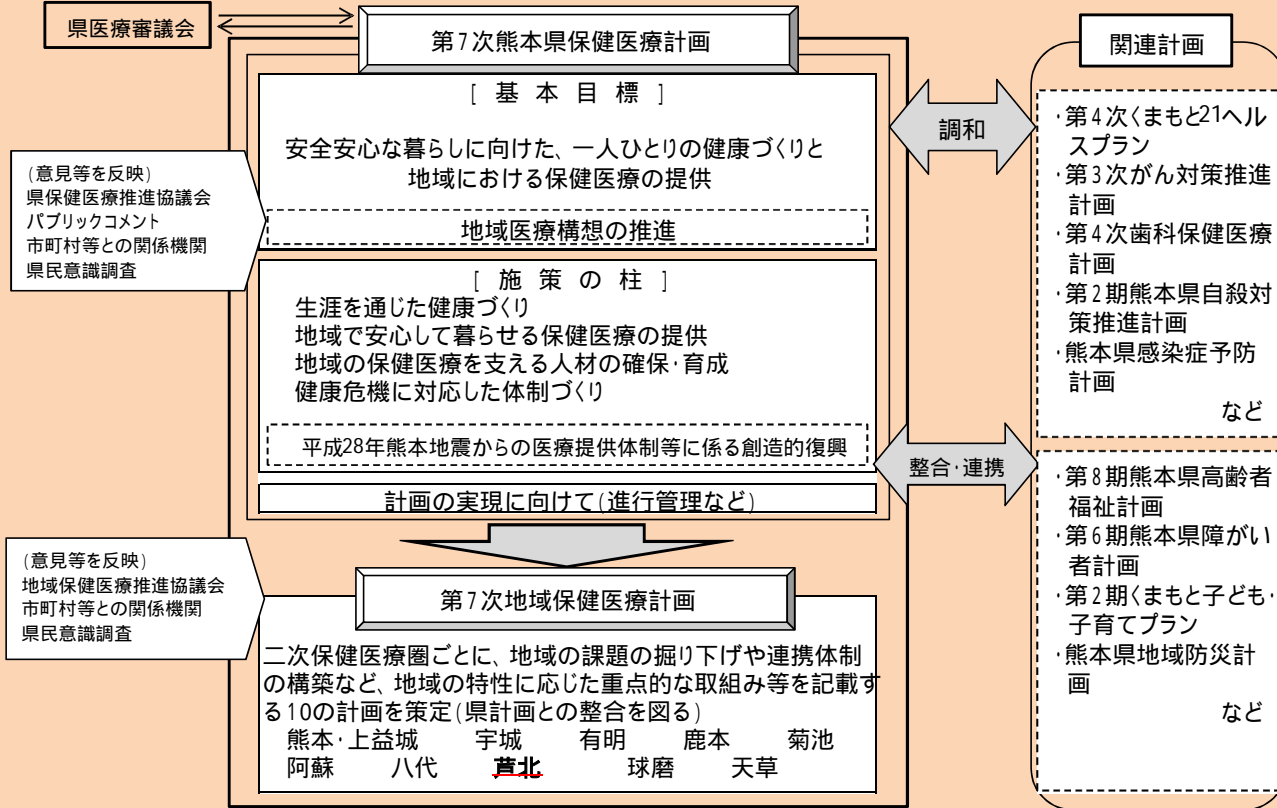
	S	A	B	C		計
	2	1	0	3	2	8
	21	3	0	7	4	35
	4	1	0	0	0	5
	8	2	0	5	0	15
計	35	7	0	15	6	63

(凡例)
 S: 既に目標を達成
 A: 計画どおりに順調に施策に取り組んでいる
 B: 目標達成には、さらに努力が必要
 C: 目標達成は困難
 -: 把握できない

～ は、第6次計画の「施策の柱」の項目

- : 子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり
- : 安心して暮らせる保健医療提供体制の整備
- : 人材の確保と資質の向上
- : 健康危機に対応した体制づくり

第7次熊本県保健医療計画(2018～2023年度)



地域計画の推進体制(芦北地域保健医療推進協議会)

(概要) 芦北地域において必要な次の事項について検討する。

- 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
- 保健医療提供体制に関する事項
- 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
- 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項

その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

- (構成委員) 26名
- : 県議会議員、市町長、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、老人クラブ連合会 等
- (開催頻度) 年1回程度

2. 地域医療構想の実現に向けた取組推進

- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要（推計入院患者数）と病床の必要量（必要病床数）を推計し、定めるもの。（医療介護総合確保推進法に基づくもので、熊本県は平成29年3月に策定）
- 平成29年度に地域医療構想調整会議を設置し、現在、構想実現に向けた協議を行っている。

芦北構想区域の状況

1 人口の推移・見通し

	2010年 [H22]	2015年 [H27]	2020年 [H32]	2025年 [H37]	2030年 [H42]	2035年 [H47]	2040年 [H52]
総人口	51,356	47,523	43,939	40,378	36,919	33,651	30,541
指数	100.0	92.5	85.6	78.6	71.9	65.5	59.5



2040年まで上昇

	2010年 [H22]	2015年 [H27]	2020年 [H32]	2025年 [H37]	2030年 [H42]	2035年 [H47]	2040年 [H52]
75歳以上	10,047	10,399	10,320	10,584	10,798	10,380	9,477
65~74歳	7,550	7,562	7,898	7,047	5,632	4,741	4,350
15~64歳	27,751	24,936	21,158	18,808	16,999	15,325	13,746
0~14歳	6,038	5,227	4,563	3,939	3,490	3,205	2,968
65歳以上割合	34.2%	37.8%	41.5%	43.7%	44.5%	44.9%	45.3%
75歳以上割合	19.5%	21.9%	23.5%	26.2%	29.2%	30.8%	31.0%

2 将来の医療需要・病床数の推計 / 3 病床機能報告における報告病床数との比較

医療機能	厚生労働省令の算定式に基づく 病床数の必要量 (A)	県独自病床数推計			2015年医療 病床機能報告 病床数 (E)	差			
		推計Ⅰ (B)	推計Ⅱ (C)	推計Ⅲ (D)		県庁舎令 (A-E)	推計Ⅰ (B-E)	推計Ⅱ (C-E)	推計Ⅲ (D-E)
高度急性期	35	31		58	0	35	31		58
急性期	160	183		351	495	▲ 335	▲ 312		▲ 144
回復期	199	284	1,276	215	191	8	93	▲ 127	▲ 24
療養期	352	363		702	717	▲ 365	▲ 354		▲ 15
計	746	861	1,276	1,326	1,403	▲ 657	▲ 542	▲ 127	▲ 77

省令に基づく2025年の在宅医療等の必要量は、978人/日

医療提供体制上の課題

- 1 病床の機能の分化及び連携の推進
- 2 在宅医療等の充実
- 3 医療従事者・介護従事者の養成・確保

目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策

- 1 病床の機能の分化及び連携の推進
 - ・「くまもとメディカルネットワーク」の構築の推進 等
- 2 在宅医療等の充実
 - ・切れ目のない医療介護連携体制の構築の推進 等
- 3 医療従事者・介護従事者の養成・確保
 - ・修学資金貸与（医師、看護職員、介護従事者） 等

地域医療構想の実現に向けた推進体制

- 1 推進体制

地域医療構想調整会議を構想区域ごと並びに全県単位で設置し、地域医療介護総合確保基金の活用など、構想実現に向けて協議を行う。（年度内3回開催予定）

【R1協議内容】

政策医療を担う中心的な医療機関以外の病院の2025年に向けた対応方針に係る協議、非稼働病棟の協議、外来医療計画に係る地域の意見のまとめ 等

2 進行管理

地域医療構想の実現に必要な事業の進捗状況を毎年度評価し、地域医療構想調整会議での意見等を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直しを行う。

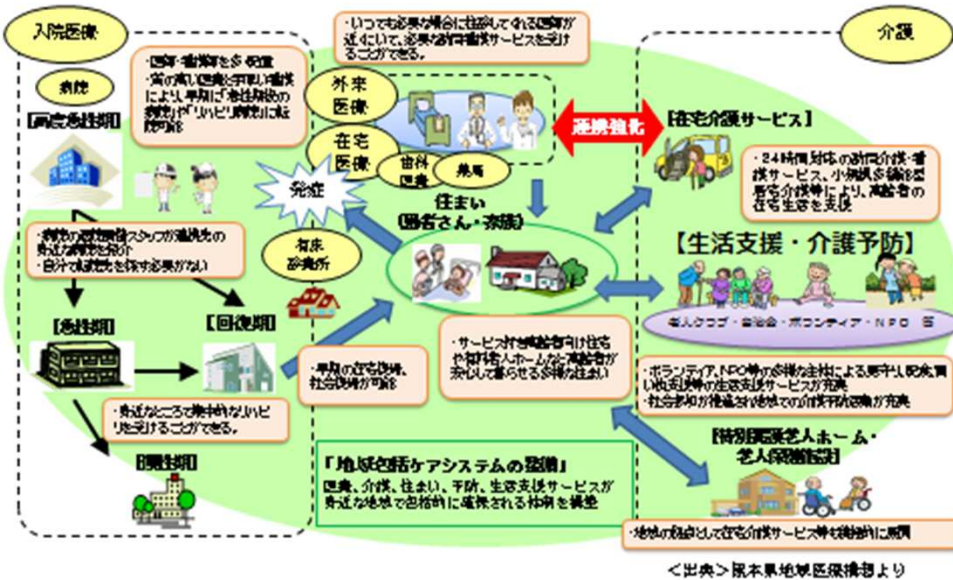
3. 在宅医療連携体制の整備

- 住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、行政等多職種に参加により在宅医療の課題、対応策等について協議。
- 関係機関と連携して圏域内に地域在宅医療サポートセンターを設置し、地域特性に応じた在宅医療を推進。

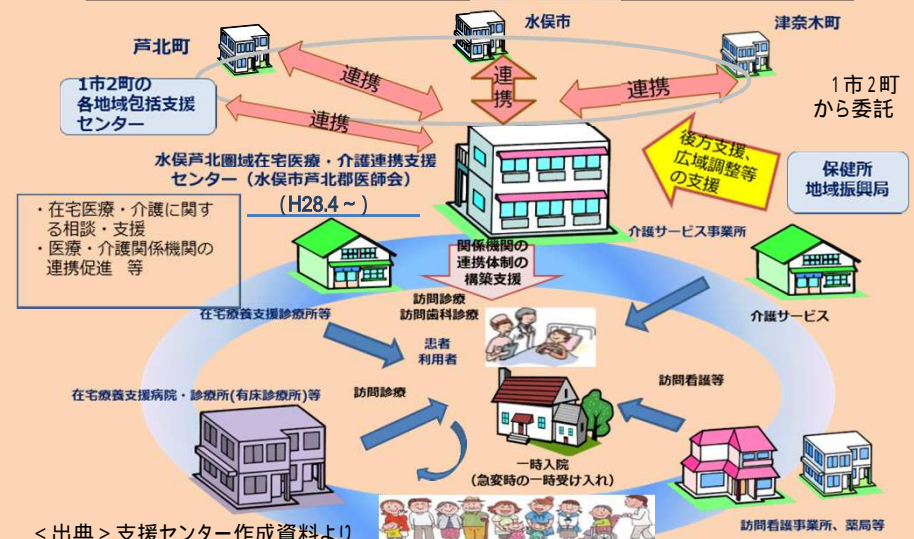
在宅医療連携体制検討地域会議

- (名称) 水俣・芦北地域在宅医療連携体制検討地域会議
- (概要) 医療・介護の連携体制の構築を図り、地域における在宅医療の課題や解決策、連携のあり方を多職種により協議する。
(平成25年度設置：事務局は保健所)
- (構成委員：19名)
医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域支援病院、看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会、地域包括支援センター等
- (開催頻度) 年1回程度

より良質な医療サービスを受けられる体制(イメージ)



水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センター概念図



在宅医療サポートセンターで行う事業内容

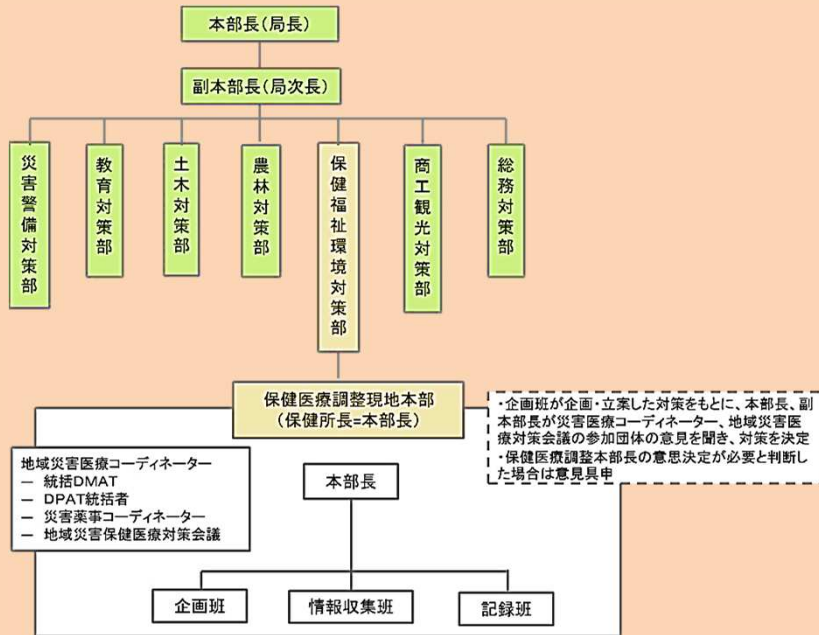
- ・中央及び各地域に設置(中央1、各地域18)
- 【県センター】
県内全域の在宅医療推進に取り組む拠点(県医師会)
在宅医療連合会の運営、地域在宅医療サポートセンター連絡会議の運営、医師の人材育成、県民への普及啓発
- 【地域センター】
地域の在宅医療推進に取り組む拠点(医療機関等)
在宅療養の取組みの充実(急変時対応、入退院支援)、地域における在宅医療の普及促進(サービス提供量の増加に向けた取組み等)

<出典> 支援センター作成資料より

4 . 災害医療提供体制の構築推進

- 保健医療調整現地本部（本部長：保健所長）は、地方災害対策本部が設置された場合等に保健所内に設置。（設置したときは、地域振興局長に速やかにその旨報告する）
- 保健医療調整現地本部は、地域災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターを招集し、関係団体の情報連絡員を受け入れ、現地の医療救護体制の調整を行う。

県保健医療調整現地本部(イメージ)

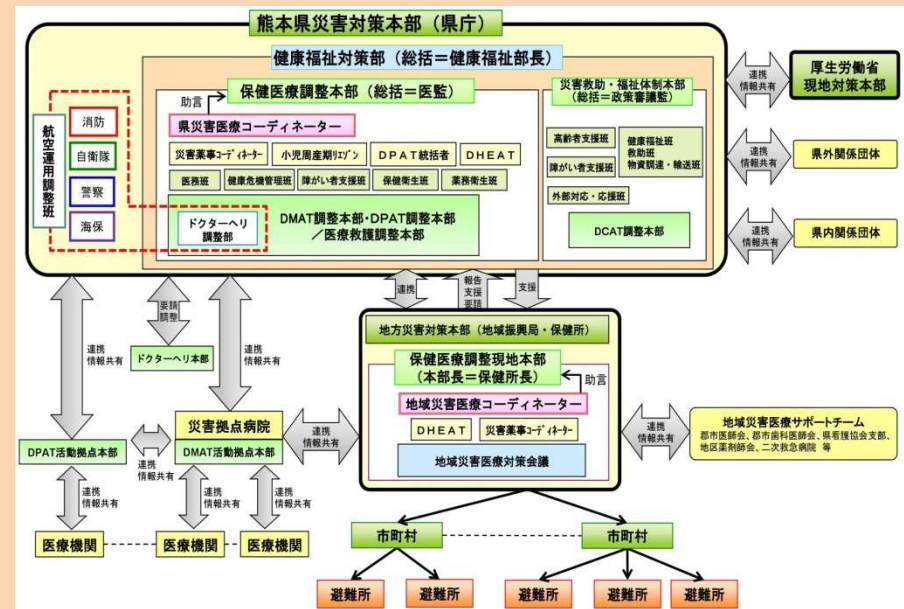


役割：地域災害医療コーディネーター、地域災害医療サポートチームの支援を受け、被災地の医療救護活動に係る情報収集と伝達、市町災害対策本部等からの支援要請への対応等を行う。

各班の役割 (抜粋)

- 【企画班】・医療救護対策室との連絡調整
・情報収集班、記録班の情報分析、評価し、対策の企画・立案
・地域災害医療対策会議の開催
- 【情報収集班】・庁内外からの情報収集によるニーズとリソースの把握
・E M I S 管理
- 【記録班】・クロノロ作成

災害医療提供体制図



地域災害医療コーディネーター

- 廣瀬医師 (国保水保市立総合医療センター)
- 岡部医師 (岡部病院)

地域災害保健医療対策会議 (年1回以上会議の開催必要)

- M/A - : 地域災害医療コーディネーター、参加団体* 等
- 関係者、関係機関等と連携し、継続的に訓練を実施していく必要あり

* 平時の参加団体

- 災害拠点病院、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会 等

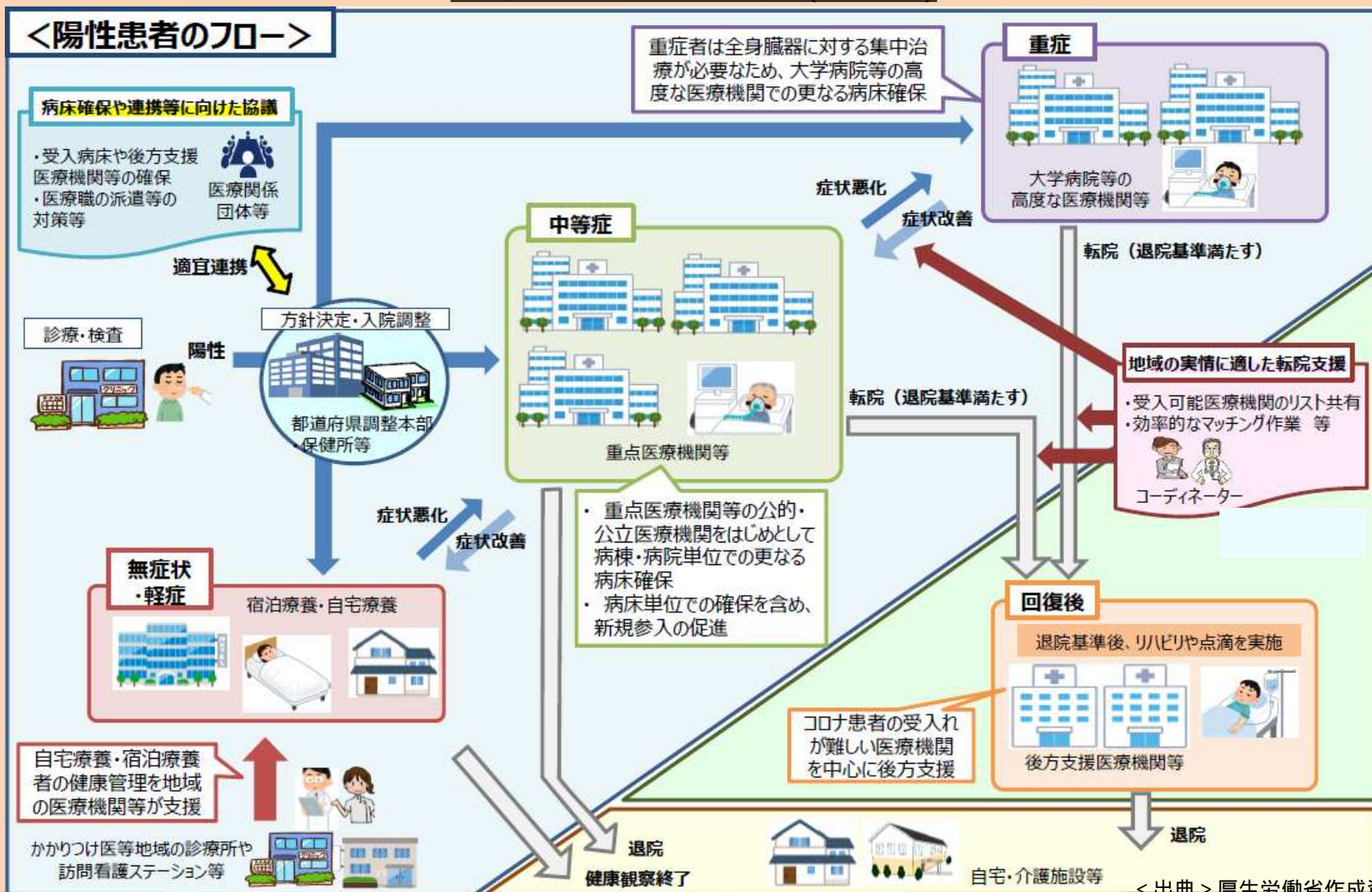
* 災害時の参加団体

- DMAT、JMAT、日赤、DPAT、各医療チーム、自衛隊 等

5. 新型コロナウイルス感染症の発生に備えた体制の充実

▶ 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床の確保等について、感染症指定医療機関や管内の関係医療機関との連携を図り、医療提供体制の充実強化に取り組む。

地域における医療提供体制(イメージ)



福祉課の業務

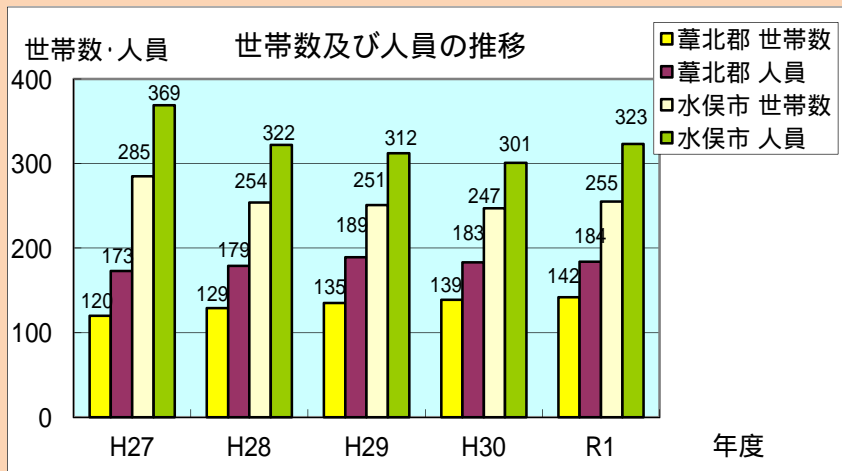
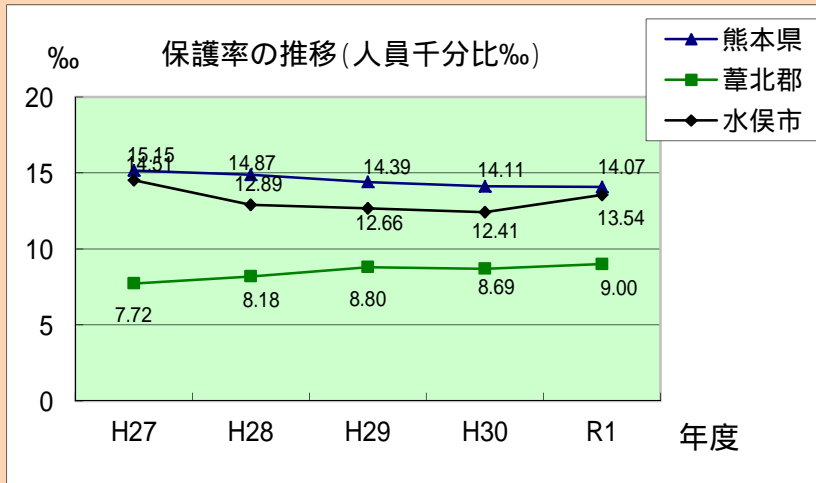
- 1 生活困窮者の自立支援
- 2 高齢者福祉の推進
- 3 障がい者福祉の推進
- 4 ひとり親家庭等福祉の推進

1 . 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者に対する最低生活の保障と自立助長という生活保護の目的に基づいて、保護の適正実施及び自立支援に取り組んでいる。
- また、生活困窮者に対する総合的な相談窓口を設置する社会福祉協議会と連携して、生活保護制度も含めた切れ目ない支援に取り組んでいる。

保護の適正実施及び自立支援

～生活保護の状況～



生活困窮者自立支援制度

～生活保護制度も含めた生活困窮者への切れ目ない支援～

	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
(1) 相談窓口(新規相談件数)	13	52	75
プラン作成件数	1	3	1
就労支援対象者数	-	2	3
(2) 住宅確保給付金	-	-	-
(3) 一時生活支援	1	-	-
(4) 家計相談支援	-	-	-
(5) 就労準備支援	1	1	1
(6) 自立相談支援事業による就労支援	-	-	2
(7) 子どもの学習援助・生活支援	7	7	7

葦北郡の合計

- 相談窓口
生活困窮者の相談を一元的に受け付ける「相談窓口」を社会福祉協議会に設置
- 住宅確保給付金
離職により住宅を失った生活困窮者に対して、家賃相当の「住宅確保給付金」を支給
- 一時生活支援
ホームレスなど住居がない方に対して、宿泊場所や衣食等を提供
- 家計相談支援
多重債務等で家計に問題がある方に対して、家計簿の作成指導
- 就労準備支援
就労が困難な方に対して、日常生活訓練やビジネス講座等を開講
- 自立相談支援事業による就労支援
関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援
- 子どもの学習援助・生活支援
生活困窮家庭の子どもに対して、学びの場としての学習塾を開講

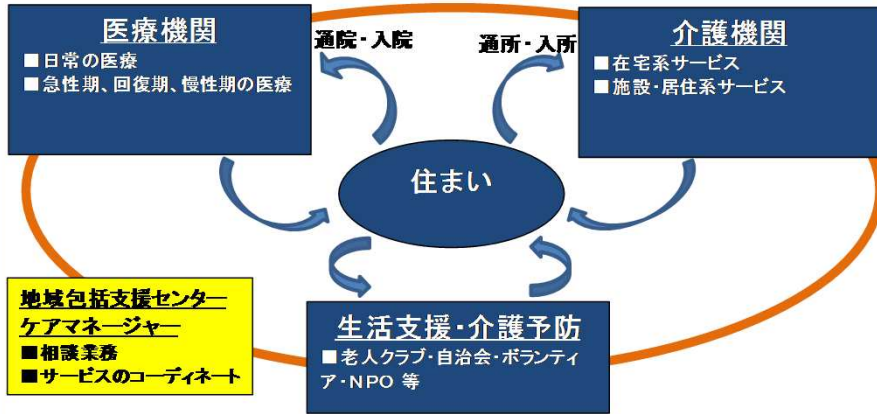
2 . 高齢者福祉の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援等を一体的に提供される包括的な支援・サービス供給体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めている。
- 地域包括ケアシステムの要となる在宅医療と介護の連携体制の構築に向けた管内3市町と郡市医師会等との協議により、同医師会に在宅医療・介護連携事業を委託している。

地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムのイメージ

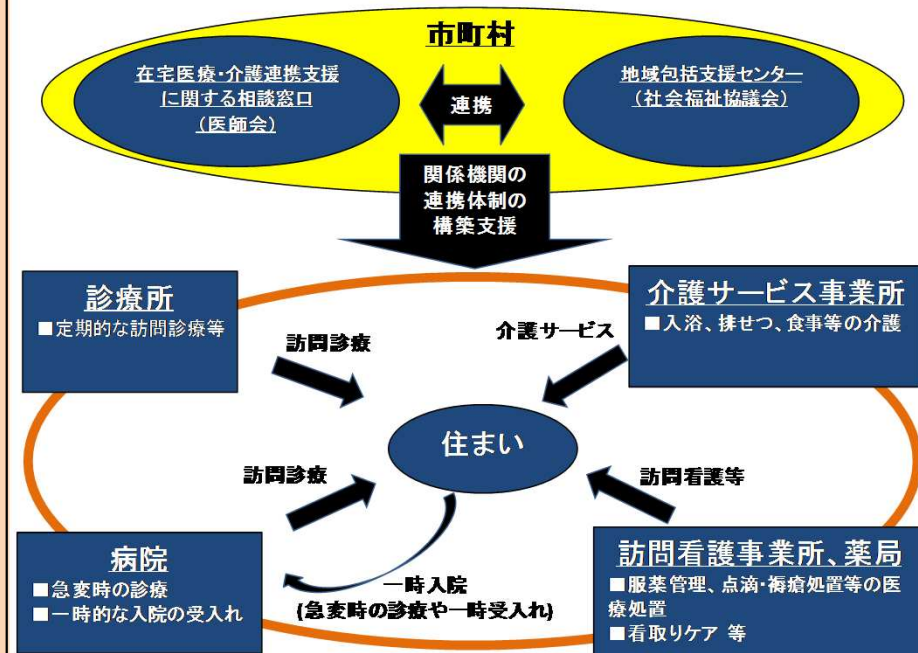
～住み慣れた地域で、医療・介護・予防・生活支援等を一体的に提供～



在宅医療と介護の連携体制の構築

在宅医療・介護連携のイメージ

～住み慣れた地域で、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供～



要介護（要支援）認定者数等の状況（第1号被保険者分）

	要介護（要支援）認定者数（人）							認定率（%）	
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5		
水俣市	248	250	454	293	240	310	189	1,984	20.9
芦北町	382	241	325	168	161	193	149	1,619	22.1
津奈木町	65	58	84	57	52	59	37	412	22.0
管内	695	549	863	518	453	562	375	4,015	21.6
構成比(%)	17.3	13.7	21.5	12.9	11.3	14.0	9.3	100.0	—
県内	13,005	14,447	24,507	19,090	14,039	13,916	9,314	108,318	20.0
構成比(%)	12.0	13.3	22.6	17.6	13.0	12.8	8.6	100.0	—

介護保険事業状況報告（暫定）（令和元年9月末現在）

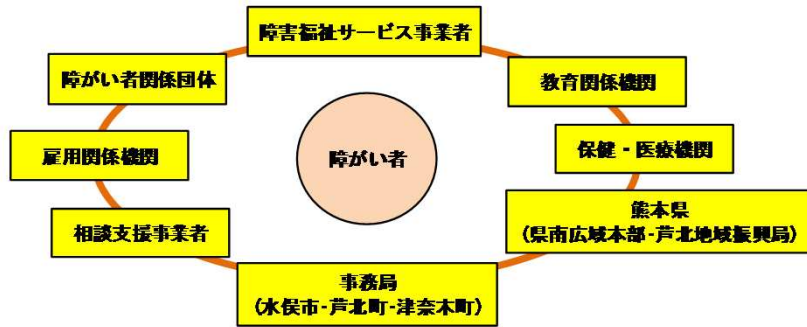
3. 障がい者福祉の推進

- 第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」及びその実施計画である「第6期熊本県障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」に基づき、圏域の特性や課題に応じた重点施策を推進している。
- また、療育が必要な障がい児に対して、保健、医療、福祉、教育等のサービスを総合的に調整・提供するため、関係機関と連携して地域療育環境の向上に取り組んでいる。

第6期熊本県障がい者計画の着実な推進

水俣・芦北圏域障がい者総合支援協議会

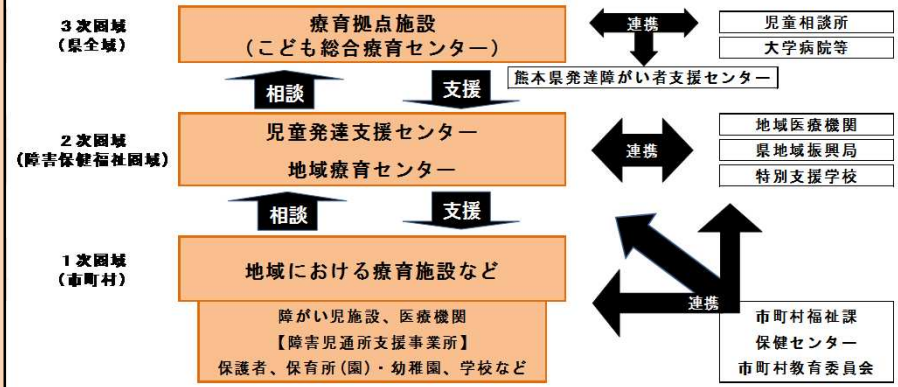
～地域の支援体制に関する課題を共有し、実情に応じた体制の整備について協議～



地域療育環境の向上

熊本県の地域療育支援体制

～より身近な地域で必要な療育サービスを受けられる体制づくり～



身体障害者手帳台帳等登載者数

	身体障害者手帳台帳登載者数 (人)						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
水俣市	507	206	250	408	85	127	1,583
芦北町	364	187	221	357	83	145	1,357
津奈木町	102	33	51	90	15	37	328
合計	973	426	522	855	183	309	3,268

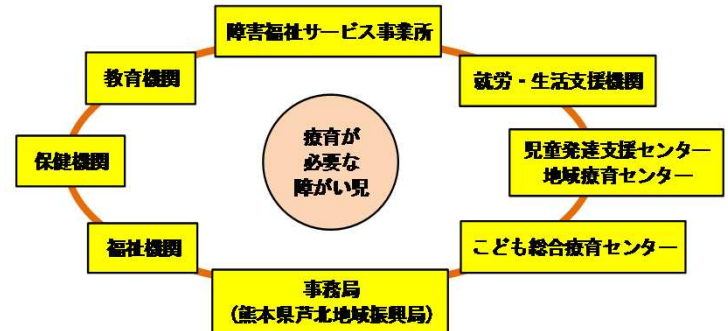
熊本県福祉総合相談所提供 (令和3年3月31日現在)

	療育手帳交付台帳登載者数 (人)				
	A1	A2	B1	B2	合計
水俣市	66	88	129	125	408
芦北町	47	50	84	75	256
津奈木町	11	17	18	18	64
合計	124	155	231	218	728

熊本県福祉総合相談所提供 (令和3年3月31日現在)

水俣・芦北地域療育ネットワーク会議

～地域の療育サービスに関する課題を共有し、その解決に向けた取組みを協議～



4 . ひとり親家庭等福祉の推進

- 母子父子自立支援員を配置し、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うなど、生活・就労支援等を実施している。特に、子どもたちの進学と就学を支援するため、修学資金及び就学支度資金について積極的な貸付を行っている。
- 要保護児童、DV被害者、高齢者虐待被害者及び障がい者虐待被害者の適切な保護を図るために、関係機関と必要な情報を交換するとともに、支援の内容に関する協議を行っている。

生活・就労等の支援

母子父子寡婦福祉資金貸付金

～ひとり親家庭等の生活の安定とその児童に対し、各種資金を貸付～

年度	資金貸付		うち修学資金		うち就学支度資金	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H30(2018)	12	6,798	12	6,798	1	410
R1(2019)	7	3,202	6	2,682	1	520
R2(2020)	2	960	2	960		

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

～働きながら資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援～

年度	給付者数(人)
H30(2018)	1
R1(2019)	3
R2(2020)	3

- ◆対象となる資格
看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師など33資格
- ◆給付金額
月額10万円若しくは7万500円

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

～適職に就くために資格取得を目指すひとり親家庭の親を支援～

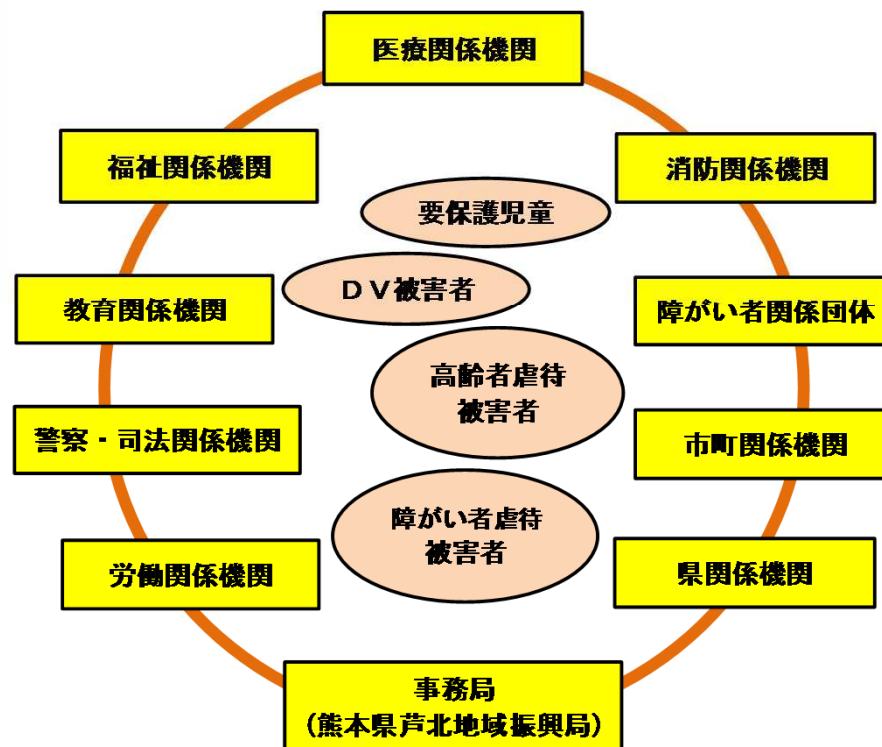
年度	給付者数(人)
H30(2018)	0
R1(2019)	0
R2(2020)	1

- ◆対象となる資格
雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ◆給付金額
受講に支払った額の60%

虐待防止等の対策

水俣・芦北地域虐待防止等対策連絡協議会

～適切な保護を行うために必要な情報の交換や支援の内容について協議～



衛生環境課の業務

- 1 食品衛生の推進
- 2 環境保全の推進
- 3 動物愛護の推進

1 . 食品衛生の推進

➤ 「令和3年度熊本県食品衛生監視指導計画」に基づき、年間を通じて食品取扱施設の監視指導と食品の収去検査を実施し、営業者や消費者を対象とした講習会の開催、食中毒注意報の発令や市町の広報を利用したタイムリーな啓発に努め、食の安全のための施策に取り組んでいる。

1 食中毒の発生状況（過去10年間の推移）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
管内	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0
熊本県	7	7	13	8	11	10	10	6	6	10

2 計画に基づく監視指導等の結果

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象施設数	1,333	1,495	1,500	1,445	1,379
立入施設数	324	289	949	244	86
収去食品数	85	75	80	76	33
違反食品	1	0	0	0	0
講習会	15	18	16	18	5
参加者数	820	867	746	815	235

3 令和2年度 of 取組み

監視対象施設数 : 1,379 施設
 立入指導実施施設数 : 86 施設
 収去検査実施食品数 : 33 検体
 うち、違反件数 : 0 件

講習会の開催回数 : 5 回
 延べ受講者数 : 235 人

一日食品衛生監視員 : 0 回
 食中毒注意報発令 : 1 回 (7/21)

市町広報依頼内容 : 春の行楽シーズンに備えて
 秋の食品誤食防止
 ノロウイルス流行期の対策
 など

2 . 環境保全の推進

➤ 特定事業場に対する立入と検査、公共用水域と地下水の検査など環境保全の施策に取り組んでいる。また、県下の測定局で大気汚染物質の常時監視を実施し、数値を公開。

➤ 廃棄物関係事業者の立入指導及び不法投棄のパトロールを実施し、関係機関と連携しながら産業廃棄物の適正処理を推進している。

1 環境保全の取組み

(1) 大気汚染対策

大防法に基づく特定施設の監視と検査を実施。

また、県内35か所の観測点(管内:水俣保健所、小田浦公民館)のデータを1時間毎に更新し県民に情報公開している。

大気関係実績	
監視件数	102 件
検査数	0 件
違反数	0 件
光化学スモッグ注意報発令回数	0 回
〃 警報発令回数	0 回
PM2.5 注意喚起情報発表回数	0 回

(2) 水質汚染対策

水濁法に基づく特定施設の監視と検査を実施。

また、管内3河川の4地点を毎月、海水浴場3カ所、定点井戸を毎年、水質検査を実施している。

水質関係実績		
監視件数	44 件	
検査数	31 件	
違反数	3 件	
水質事故対応件数	0 件	
河川水質検査結果評価	AA目標: 1地点	達成
	A目標: 3地点	達成
海水浴場検査結果評価	AA評価: 2ヶ所、A評価 1カ所	

2 廃棄物の適正処理の取組み

(1) 廃棄物処理施設等の許可

廃棄物の処理施設及び処分業の各種許可事務を実施している。

施設許可		事業許可		
中間処理	最終処分	収集運搬	中間処理	最終処分
15	1	37	12	0

(2) 産業廃棄物適正処理の指導

各種事業場立入の際に廃棄物の適正処理に係る啓発も実施している。

(3) 不法投棄パトロールと関係機関との連携

廃棄物監視指導員が毎日パトロールを実施し、不法投棄の発見と抑止に努めている。

また、不法投棄の解決には警察、市町の連携が重要なことから、毎年定期的に連携会議を開催し、事象発生の際は迅速に対応できる体制を整えている。

稼働日数	走行距離	発見数	解決数
208日	13,113km	17件	8件

3 . 動物愛護の推進

➤動物愛護の精神を広く県民に普及・定着させるため、「熊本県動物愛護推進計画」を策定し、計画に基づいて様々な施策に取り組んでいる。

➤平成29年4月1日から、従来の動物管理センターを「動物愛護センター」と改称し、犬と猫の殺処分「0（ゼロ）」を目指し、業務に取り組んでいる。

1 引取り抑制の取組み

(1) 飼い犬、飼い猫の引取り業務の見直し

無計画な繁殖、高齢、病気、引っ越しなど飼い主の身勝手な理由によるものが大半であったことから、引取りを一時拒否し、一定の要件を設け「やむを得ない場合」のみ引き取ることとしている。

(2) 飼い主のいない犬猫の引取り業務の見直し

飼い主不明の犬猫引取り業務も、大半が駆除を目的とした猫の持ち込みであったことから、業務目的を明確にして引取りの抑制を行っている。

2 譲渡推進の取組み

(1) 保管期間の延長と情報の拡散

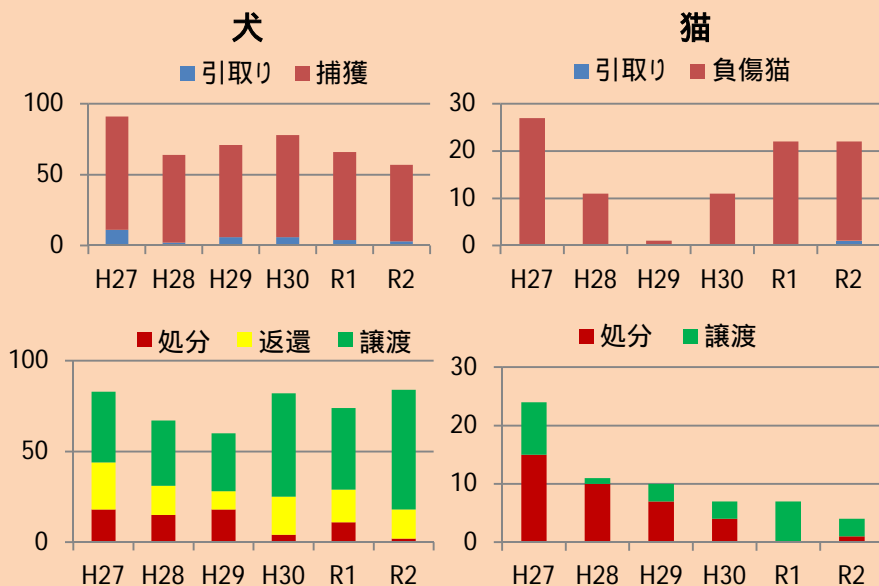
法定保管期間は3日であるが、できるだけ長く保管するとともに、県の動物愛護ホームページに迷子情報と譲渡情報を整理・掲載し、返還、譲渡の機会に触れられるよう努めている。

(2) 動物愛護団体との連携

県に登録している動物愛護団体に対して積極的に情報を提供し、連携して新たな飼い主探しに取り組んでいる。

(3) 動物愛護に関する行事の開催

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度は中止とした。



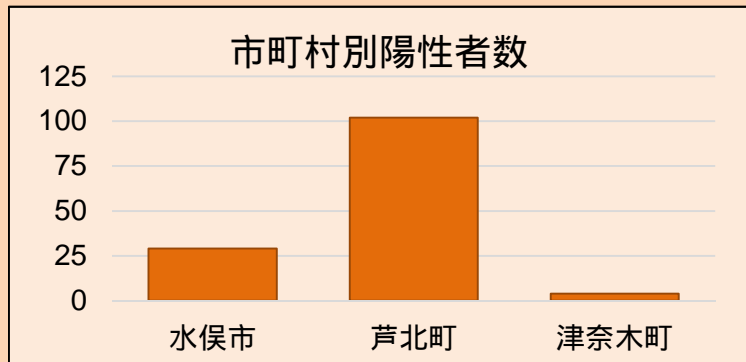
保健予防課の業務

- 1 新型コロナウイルス感染症のまん延防止
- 2 精神保健福祉の推進
- 3 水俣病被認定者の保健福祉対策の推進

1. 新型コロナウイルス感染症のまん延防止

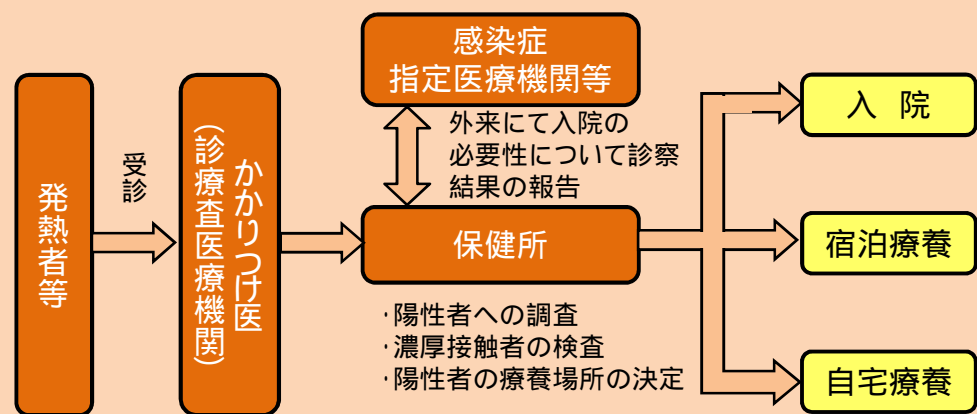
- 体調不良を訴える住民が適切な診療・検査を受けることができるよう、相談機関・医療機関への紹介等対応を行う。
- 新型コロナウイルス感染症が陽性になった住民に対し、地域の指定医療機関と連携し、適切な療養場所を提供する。また、陽性者へ聞き取り調査を行い、濃厚接触者等へ検査を実施して感染拡大の防止に努める。

水俣・芦北地域の新型コロナウイルス感染症陽性者数

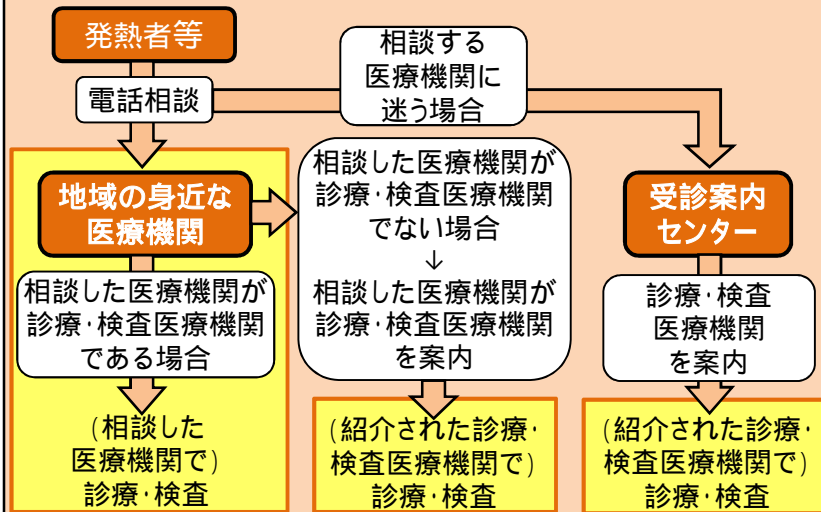


データ：熊本県オープンデータサイト

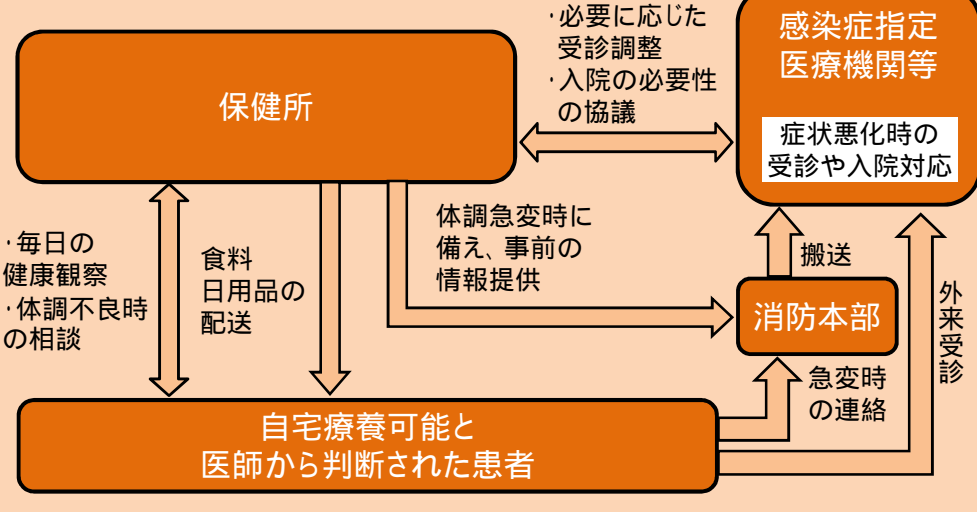
○陽性判明時における療養場所の決定までの流れ



熊本県における発熱等の症状のある方の受診・相談体制



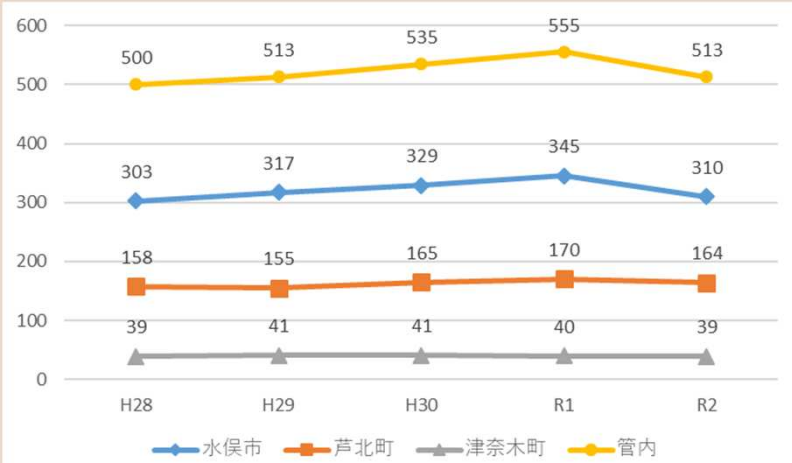
○自宅療養時における見守り体制



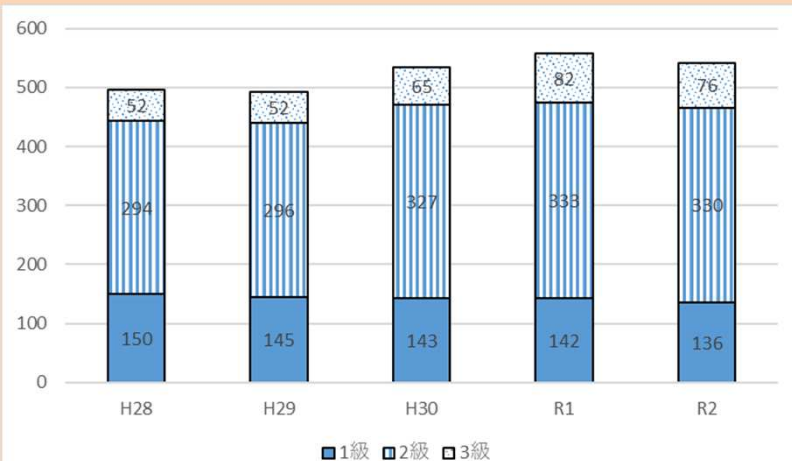
2 . 精神保健福祉の推進

- 精神障がい者が安心して生活できるように、精神障がいに対する理解促進のための啓発活動を行い、相談に対して専門的な対応を行う。
- 研修会や会議等を開催し、関係機関と連携し、精神障がい者を地域で支えていくための体制を整備する。

自立支援医療費公費負担制度受給者数（人）

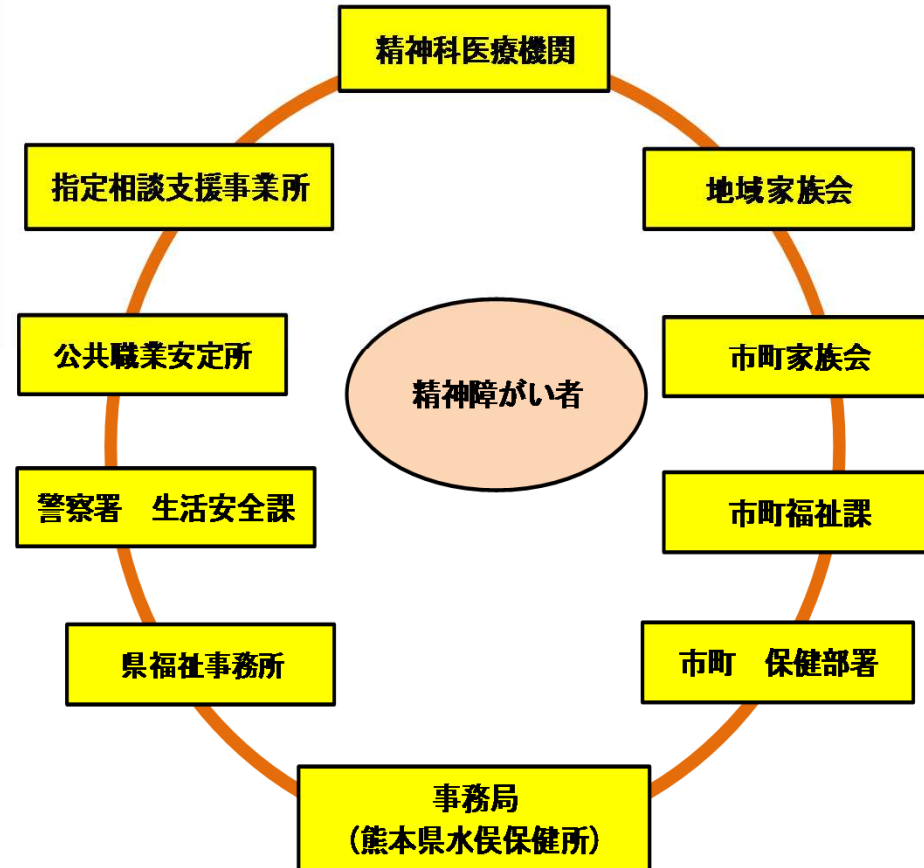


管内等級別の精神保健福祉手帳交付状況



水俣・芦北地域精神保健福祉連絡協議会

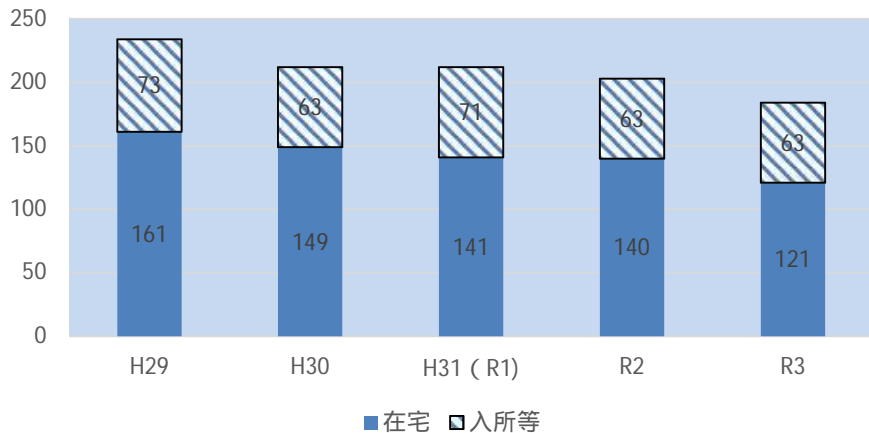
～地域の精神保健福祉の向上を図る～



3 . 水俣病被認定者の保健福祉対策の推進

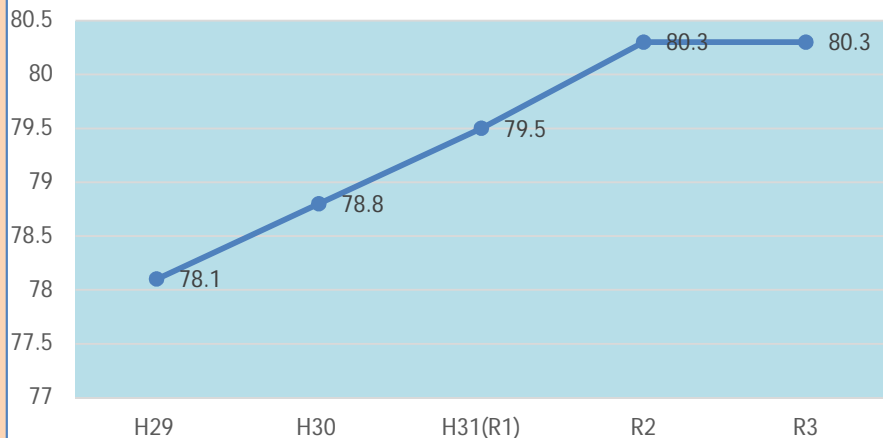
➤ 在宅で療養されている水俣病認定患者に対し、家庭訪問を実施し日常生活の指導や保健指導を行う。併せて、関係機関と連携し、在宅療養の支援体制の充実を図る。

水俣病認定者数の推移



■在宅 □入所等

平均年齢



水俣病被害者等保健福祉ネットワーク

